

事 務 連 絡
平成18年6月30日

都道府県介護保険担当主管課（室）御中

厚生労働省老健局介護保険課

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について

介護保険制度の円滑な推進については、種々ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、税制改正に伴う特定入所者介護サービス費等の激変緩和措置を規定する介護保険法施行規則の一部を改正する省令及び関係告示が別添のとおり本日公布されましたのでお知らせいたします。

なお、税制改正に伴う激変緩和措置に関しては、

- ①保険料については、「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成18年政令第28号）」（3月1日公布）附則第4条
 - ②高額介護サービス費等については、「介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）」（3月31日公布）附則第23条及び附則第24条
- において既に規定されています。

つきましては、管下の市町村等に対しまして、周知いただきますようよろしくお願いいたします。

<担当>

厚生労働省老健局

介護保険課企画法令係

TEL03-5253-1111（内線）2260、2164

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(省 令)

- 財務省組織規則の一部を改正する省令(財務四七)
- 税理士法施行規則の一部を改正する省令(同四八)
- 介護保険法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一三二)
- 医療法施行規則の一部を改正する省令(同三三)
- 厚生労働省関係研究交流促進法施行規則の一部を改正する省令(同三四)
- 独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令(同三三)
- 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令(同三六)
- 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(同三七)

- 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部を改正する省令(同三八)
- 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(同三九)
- 独立行政法人農業者年金基金法施行規則の一部を改正する省令(農林水産六一)
- 農林水産省関係研究交流促進法施行規則の一部を改正する省令(同六八)
- 国土交通省関係研究交流促進法施行規則の一部を改正する省令(国土交通七三)
- 環境省関係研究交流促進法施行規則の一部を改正する省令(環境二二)

(告 示)

- 電波法第百三条の二第二項の総務大臣が指定する周波数を定める件の一部を改正する件(総務三七八)
- 関税暫定措置法第八条の四第一項の規定に基づき、特定特恵鉱工業産品等について、輸入額等が限度額等を超えることとなった特定特恵鉱工業産品等及び月を告示する件(財務二六二)
- 財務省の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金で行うことができる事務所を定める件の一部を改正する件(同二六三)
- 財務省の保有する個人情報の開示に係る手数料の納付を事務所において現金で行うことができる事務所を定める件の一部を改正する件(同二六四)

- 物価運動国債の取扱いに関する省令第二条の規定に基づき物価運動国債の想定元金額の算出に關し必要な事項を定める件の一部を改正する件(同二六五)
- 平成十八年度就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験の施行期日等を定める件(文部科学八六)
- 学校教育法施行規則第七十条第一項第五号の専修学校の専門課程等を定める告示の一部を改正する告示(同八七)
- 高度専門士の称号の付与に關し文部科学大臣が高度専門士と称することが出来る専修学校専門課程として個別に認められた件(同八八)
- 専門士の称号の付与に關し文部科学大臣が個別に認められた専門士と称することが出来る専修学校専門課程として要件に適合しなくなったと認める件(同八九)
- 特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律(平成六年法律第七十八号)第四条第一項の規定に基づき、特定高速電子計算機施設の共用の促進に關する基本的な方針を定める件(同九〇)
- 基本診療料の施設基準等の一部を改正する件(厚生労働四〇〇)
- 厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院及び調整係数の一部を改正する件(同四〇一)
- 要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合の一部を改正する件(同四〇二)

- 次世代育成支援対策推進法第二十条第一項の規定に基づき、次世代育成支援対策推進センターを指定した件(同四〇三)
- 介護保険法施行規則附則第二十三条第一項各号及び第二項各号並びに附則第二十五条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法第五十一条の二第二項第一号及び第六十一条の二第二項第一号に規定する食費の負担限度額を定める件(同四〇四)
- 介護保険法施行規則附則第二十三条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の負担限度額並びに同令附則第二十五条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る同法第六十一条の二第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額を定める件(同四〇五)
- 介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額の一部を改正する件(同四〇六)
- 介護保険法施行規則附則第二十七条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額を定める件(同四〇七)
- 介護保険法施行規則附則第二十七条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額(同四〇八)
- 特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件(同四〇九)

(以下次のページへ続く)

(法第五十一条の二第一項の厚生労働省令で定める要介護被保険者の特例に係る認定の手続等)
 第二十四条 第八十三条の六から第八十三条の八までの規定は、前条第一項又は第二項の規定による市町村の認定について準用する。この場合において、第八十三条の六第一項中「前条の」とあるのは「附則第二十三條第一項又は第二項の」と、同項第一号及び同条第五項第一号中「前条各号」とあるのは「附則第二十三條第一項各号又は第二項各号」と、第八十三条の七中「前条第一項」とあるのは「(法第六十一条の二第一項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者の特例)」とする。
 第二十五条 法第六十一条の二第一項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者は、第九十七条の三に規定する者のほか、平成十八年七月一日から平成十九年六月三十日までの間、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者(介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護について介護予防サービス費又は特別介護予防サービス費の支給を受ける者に限る。)とする。
 一 平成十八年改正令附則第二十四條第三項第一号に掲げる者であつて、令第二十九條の二第七項に規定する合計額(以下この条において「収入金額等」という)が八十万円以下のもの
 二 平成十八年改正令附則第二十四條第三項第一号に掲げる者であつて、老齢福祉年金の受給権を有しているもの
 2 法第六十一条の二第一項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者は、第九十七条の三に規定する者のほか、平成十九年七月一日から平成二十年六月三十日までの間、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者(介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護について介護予防サービス費又は特別介護予防サービス費の支給を受ける者に限る。)とする。
 一 平成十八年改正令附則第二十四條第三項第一号に掲げる者であつて、収入金額等が八十万円以下のもの
 二 平成十八年改正令附則第二十四條第三項第一号に掲げる者であつて、老齢福祉年金の受給権を有しているもの
 (法第六十一条の二第一項の厚生労働省令で定める居宅要支援被保険者の特例に係る認定の手続等)
 第二十六条 第八十三条の六第一項第一号、第二号及び第五号並びに第二項から第十項まで、第八十三条の七並びに第八十三条の八の規定は、前条第一項又は第二項の規定による市町村の認定について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第八十三条の六第一項	前条の	附則第二十五條第一項又は第二項の
	要介護被保険者	居宅要支援被保険者
第八十三条の六第二項	同項第一号及び第四号	同項第一号
	要介護被保険者	居宅要支援被保険者
第八十三条の六第四項	要介護被保険者	居宅要支援被保険者
	前条各号	附則第二十五條第一項各号又は第二項各号
第八十三条の六第五項	要介護被保険者	居宅要支援被保険者
	前条各号	附則第二十五條第一項各号又は第二項各号
第八十三条の六第七項、第九項及び第十項	要介護被保険者	居宅要支援被保険者
	前条各号	附則第二十五條第一項各号又は第二項各号

第八十三条の七

前条第一項	附則第二十五條第一項又は第二項
要介護被保険者	居宅要支援被保険者
特定介護サービス	特定介護予防サービス
特定介護保険施設等(法第五十一条の二第二項に規定する特定介護保険施設等をいう。以下同じ。)	特定介護予防サービス事業者(法第六十一条の二第一項に規定する特定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)
特定介護保険施設等	特定介護予防サービス事業者
居住又は滞在(以下「居住等」という。)	滞在
食費の基準費用額(法第五十一条の二第二項第一号に規定する食費の基準費用額をいう。)	食費の基準費用額(法第六十一条の二第二項第一号に規定する食費の基準費用額をいう。)
居住費の基準費用額(同項第二号に規定する居住費の基準費用額をいう。)	滞在費の基準費用額(同項第二号に規定する滞在費の基準費用額をいう。)
要介護被保険者	居宅要支援被保険者
居住費の負担限度額(法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の負担限度額をいう。)	滞在費の負担限度額(法第六十一条の二第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額をいう。)
特定入所者介護サービス費	特定入所者介護予防サービス費
要介護被保険者	居宅要支援被保険者
特定介護保険施設等	特定介護予防サービス事業者
特定介護サービス	特定介護予防サービス
居住等	滞在
第三号の特定介護保険施設等に居住し、又は滞在中にいた期間	特定介護予防サービスを受けていた期間
居住費	滞在費

第八十三条の八第三項 (特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する経過措置の特例)

第二十七条 施行法第十三條第五項の厚生労働省令で定める要介護旧措置入所者(同条第三項に規定する要介護旧措置入所者をいう。以下この条において同じ。)は、第七十二条の二において準用する第八十三条の五に規定する者のほか、平成十八年七月一日から平成十九年八月三十日までの間、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者とする。
 一 平成十八年改正令附則第二十三條第三項第一号に掲げる者であつて、令第二十二條の二第七項に規定する合計額(以下この条において「収入金額等」という)が八十万円以下のもの
 二 平成十八年改正令附則第二十三條第三項第一号に掲げる者であつて、老齢福祉年金の受給権を有しているもの

2 施行法第十三条第五項の厚生労働省令で定める要介護旧措置入所者は、第百七十二条の二において準用する第八十三条の五に規定する者のほか、平成十九年七月一日から平成二十年六月三十日までまでの間、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者とする。
 一 平成十八年改正令附則第二十三条第三項第一号に掲げる者であつて、収入金額等が八十万円以下のもの
 二 平成十八年改正令附則第二十三条第三項第二号に掲げる者であつて、高齢福祉年金の受給権を有しているもの
 3 第八十三条の六から第八十三条の八までの規定は、第一項又は前項の規定による市町村の認定について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第八十三条の六第一項	前条の	附則第二十七条第一項又は第二項の
要介護被保険者	要介護旧措置入所者（施行法第十三条第三項に規定する要介護旧措置入所者をいう。附則第二十七条第三項において準用する第四項、第五項、第七項、第九項及び第十項、次条並びに第八十三条の八において同じ。）	
前条各号	指定地域密着型サービスを受けている地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護福祉サービスを受けている指定介護老人福祉施設	附則第二十七条第一項各号又は第二項各号
第八十三条の六第四項	様式第一号の二 介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に	地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設に
第八十三条の六第五項	要介護被保険者 前条各号	要介護旧措置入所者 附則第二十七条第一項各号又は第二項各号
第八十三条の六第七項 第九項及び第十項	要介護被保険者 前条第一項の	要介護旧措置入所者 附則第二十七条第一項又は第二項の
第八十三条の七	要介護被保険者 特定介護サービス 特定介護保険施設等（法第五十一条の二第一項に規定する特定介護保険施設等をいう。以下同じ。）	要介護旧措置入所者 指定地域密着型サービス又は指定介護福祉サービス 地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設

第八十三条の八第一項	特定介護保険施設等 居住又は滞在（以下「居住等」という。）	地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設 居住
要介護被保険者	食費の負担限度額（同項第一号に規定する食費の負担限度額をいう。） 居住費の負担限度額（法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の負担限度額をいう。）	要介護旧措置入所者 食費の特定負担限度額（同項第一号に規定する食費の特定負担限度額をいう。） 居住費の特定負担限度額（施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額をいう。）
第八十三条の八第三項	特定介護保険施設等 特定介護サービス 居住等 居住し、又は滞在していた 食費の負担限度額 居住費の負担限度額	地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設 指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービス 居住 居住していた 食費の特定負担限度額 居住費の特定負担限度額

附則
この省令は、平成十八年七月一日から施行する。
 厚生労働省令第三十三号
 医療法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十条の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成十八年六月三十日
 厚生労働大臣 川崎 二郎
 医療法施行規則の一部を改正する省令
 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。
 第十九条第一項第四号中「に係る病室の入院患者の数を六をもつて除した数」とを削り、同項第五号中「六」を「四」に改める。
 第二十一条の二第二号及び第三号中「六」を「四」に改める。
 第四十九条中「並びに」を「、第五十二条第七項及び」に改める。
 第五十一条の二第二号を加える。
 第五十一条 精神病床（介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び次条において同じ。）又は療養病床を有する病院の開設者が、当該療養病床又は療養病床の病床数の削減（当該精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の療養を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和二十

厚生労働省告示第四百三十三号
 次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第二十号)第二十条第一項の規定に基づき、平成十八年六月三十日付けで次世代育成支援対策推進センターとして次の団体を指定したので告示する。
 平成十八年六月三十日
 厚生労働大臣 川崎 二郎

名 称	主たる事務所の所在地
三重県中小企業団体中央会	三重県津市栄町一丁目八百九十一番地
高知商工会議所	高知県高知市本町一丁目六番二十四号

○厚生労働省告示第四百四号
 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十一条の二第二項第一号及び第六十一条の二第二項第一号の規定に基づき、介護保険法施行規則附則第二十三條第一項各号及び第二項各号並びに附則第二十五條第一項各号及び第二項各号並びに附則第二十六條第一号及び第二号に規定する食費の負担限度額を次のように定め、平成十八年七月一日から適用する。
 平成十八年六月三十日
 厚生労働大臣 川崎 二郎

区 分	額
一 イ 施行規則附則第二十三條第一項第一号又は第二項第一号に掲げる者	一日につき六百五十円
ロ 施行規則附則第二十五條第一項第一号又は第二項第一号に掲げる者	一日につき三百九十円
二 イ 施行規則附則第二十三條第一項第二号又は第二項第二号に掲げる者	一日につき六百五十円
ロ 施行規則附則第二十五條第一項第二号又は第二項第二号に掲げる者	一日につき三百九十円

○厚生労働省告示第四百五号
 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十一条の二第二項第一号及び第六十一条の二第二項第二号の規定に基づき、介護保険法施行規則附則第二十三條第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法第五十一条の二第二項第一号及び第六十一条の二第二項第二号に規定する食費の負担限度額並びに同令附則第二十五條第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る同法第六十一条の二第二項第一号及び第二号に規定する滞在費の負担限度額を次のように定め、平成十八年七月一日から適用する。
 平成十八年六月三十日
 厚生労働大臣 川崎 二郎

介護保険法施行規則附則第二十三條第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の負担限度額並びに施行規則附則第二十五條第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る同法第六十一条の二第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額は、次の表の上欄に掲げる所得の区分及び中欄に掲げる居室等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

所得の区分	居室等の区分	額
一 イ 施行規則附則第二十三條第一項第一号又は第二項第一号に掲げる者 ロ 施行規則附則第二十五條第一項第一号又は第二項第一号に掲げる者	ユニット型個室	一日につき千六百四十円
	ユニット型準個室	一日につき千三百十円
二 イ 施行規則附則第二十三條第一項第二号又は第二項第二号に掲げる者 ロ 施行規則附則第二十五條第一項第二号又は第二項第二号に掲げる者	従来型個室(特養等)	一日につき八百二十円
	多床室	一日につき三百二十円
三 イ 施行規則附則第二十三條第一項第一号又は第二項第一号に掲げる者 ロ 施行規則附則第二十五條第一項第一号又は第二項第一号に掲げる者	ユニット型個室	一日につき八百二十円
	ユニット型準個室	一日につき四百九十円
四 イ 施行規則附則第二十三條第一項第二号又は第二項第二号に掲げる者 ロ 施行規則附則第二十五條第一項第二号又は第二項第二号に掲げる者	従来型個室(老健・療養等)	一日につき四百二十円
	多床室	一日につき三百二十円

備考
 一 この表において「ユニット型個室」とは、介護保険法第五十一条の二第二項第二号に規定する特定介護施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の二第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額(平成十七年厚生労働省告示第四百十二号。以下「居住費用告示」という。)の表備考一に規定するユニット型個室をいう。
 二 この表において「ユニット型準個室」とは、居住費用告示の表備考二に規定するユニット型準個室をいう。
 三 この表において「従来型個室(特養等)」とは、居住費用告示の表備考三に規定する従来型個室(特養等)をいう。
 四 この表において「従来型個室(老健・療養等)」とは、居住費用告示の表備考四に規定する従来型個室(老健・療養等)をいう。
 五 この表において「多床室」とは、居住費用告示の表備考五に規定する多床室をいう。

○厚生労働省告示第四百六号

介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号)第十三条第五項第二号の規定に基づき、介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額(平成十七年厚生労働省告示第四百十八号)の一部を次のように改正し、平成十八年七月一日から適用する。

平成十八年六月三十日

厚生労働大臣 川崎 二郎

○厚生労働省告示第四百七号

介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号)第十三条第五項第一号の規定に基づき、介護保険法施行規則附則第二十七條第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額を次のように定め、平成十八年七月一日から適用する。

平成十八年六月三十日

厚生労働大臣 川崎 二郎

介護保険法施行規則附則第二十七條第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額

区 分	額
一 施行規則附則第二十七條第一項第一号又は第二項第一号に掲げる者	一日につき 六百五十円
二 施行規則附則第二十七條第一項第二号又は第二項第二号に掲げる者	一日につき 三百九十円

○厚生労働省告示第四百八号

介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号)第十三条第五項第二号の規定に基づき、介護保険法施行規則附則第二十七條第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額を次のように定め、平成十八年七月一日から適用する。

平成十八年六月三十日

厚生労働大臣 川崎 二郎

介護保険法施行規則附則第二十七條第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額

所 得 の 区 分	居室の区分	額
一 施行規則附則第二十七條第一項第一号又は第二項第一号に掲げる者	ユニット型個室	一日につき 千六百四十円
	ユニット型準個室	一日につき 千三百十円

介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)以下「施行規則」という。附則第二十七條第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額は、次の表の上欄に掲げる所得の区分及び中欄に掲げる居室の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

二 施行規則附則第二十七條第一項第二号又は第二項第二号に掲げる者	従来型個室	一日につき 八百二十円
	多床室	一日につき 三百二十円
二 施行規則附則第二十七條第一項第一号又は第二項第一号に掲げる者	ユニット型個室	一日につき 八百二十円
	ユニット型準個室	一日につき 四百九十円
二 施行規則附則第二十七條第一項第一号又は第二項第一号に掲げる者	従来型個室	一日につき 四百二十円
	多床室	一日につき 三百二十円

備考

一 この表において「ユニット型個室」とは、介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額(平成十七年厚生労働省告示第四百十六号。以下「特定居住費用告示」という。)の表備考一に規定するユニット型個室をいう。

二 この表において「ユニット型準個室」とは、特定居住費用告示の表備考二に規定するユニット型準個室をいう。

三 この表において「従来型個室」とは、特定居住費用告示の表備考三に規定する従来型個室をいう。

四 この表において「多床室」とは、特定居住費用告示の表備考四に規定する多床室をいう。

○厚生労働省告示第四百九号

診療報酬の算定方法(平成十八年厚生労働省告示第九十二号)の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)(平成十八年厚生労働省告示第九十六号)の一部を次のように改正し、平成十八年七月一日から適用する。ただし、同日前に行われた療養に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成十八年六月三十日

厚生労働大臣 川崎 二郎

別表I区分148の次に次のように加える。

149 画像入力装置(超音波検査用) 4,190,000円

○厚生労働省告示第四百十号

診療報酬の算定方法(平成十八年厚生労働省告示第九十二号)の規定に基づき、使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成十八年厚生労働省告示第九十五号)の一部を次のように改正し、平成十八年七月一日から適用する。

平成十八年六月三十日

厚生労働大臣 川崎 二郎

(参考)

介護保険法施行規則の一部改正

1. 概要

- (1) 平成17年度税制改正の影響により、市町村民税が課税となる者及びその者と同一世帯にいる市町村民税非課税者（新たに利用者負担第4段階となる者）については、地方税法上、平成18年度から2年間の経過措置が行われることを踏まえ、利用者負担段階が2段階以上上昇する者を特定入所者介護サービス費等（いわゆる補足給付）の支給対象者とする経過的な特例（2年間）を設けるとともに、その支給対象者の認定手続等を定める。（附則第23条～附則第26条関係）
- (2) 特別養護老人ホームの旧措置入所者についても、(1)と同様に、特定入所者介護サービス費の特例及び認定手続等を定める。（附則第27条関係）

2. 施行期日

平成18年7月1日

(参考)

介護保険法施行規則附則第二十三条第一項各号及び第二項各号並びに附則第二十五条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法第五十一条の二第二項第一号及び第六十一条の二第二項第一号に規定する食費の負担限度額

1. 概要

介護保険法施行規則の一部改正により、特定入所者介護サービス費等（いわゆる補足給付）における利用者負担段階が2段階以上上昇する者について、1段階の上昇に止めることとする食費の負担限度額を定める。

2. 施行期日

平成18年7月1日

介護保険法施行規則附則第二十三条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の負担限度額並びに同令附則第二十五条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る同法第六十一条の二第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額

1. 概要

介護保険法施行規則の一部改正により、特定入所者介護サービス費等（いわゆる補足給付）における利用者負担段階が2段階以上上昇する者について、1段階の上昇に止めることとする居住費及び滞在費の負担限度額を定める。

2. 施行期日

平成18年7月1日

介護保険法施行規則附則第二十七条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額

1. 概要

介護保険法施行規則の一部改正により、特定入所者介護サービス費等（いわゆる補足給付）における利用者負担段階が2段階以上上昇する旧措置入所者について、1段階の上昇に止めることとする食費の特定負担限度額を定める。

2. 施行期日

平成18年7月1日

介護保険法施行規則附則第二十七条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額

1. 概要

介護保険法施行規則の一部改正により、特定入所者介護サービス費等（いわゆる補足給付）における利用者負担段階が2段階以上上昇する旧措置入所者について、1段階の上昇に止めることとする居住費の特定負担限度額を定める。

2. 施行期日

平成18年7月1日